

第9日

令和8年6月19日（金）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

これより追加議案の上程を行います。

市長提案理由説明書（2）をお開きください。

本日、市長から議案1件の送付を受けました。これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。

では、提案理由の説明をさせていただきます。

本日追加提案いたしました議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

第61号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更につきましては、朝倉市国民健康保険直営診療所建替建築主体工事について、物価等の急激な変動により、請負契約額を変更する必要性が生じたので、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

（市長降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いします。

午前10時2分休憩

---

午前10時3分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は申合せにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

議案書をお開きください。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第1号専決処分の報告について（市道上の事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第2号専決処分の報告について（市道上の事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第3号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第4号令和7年度朝倉市一般会計予算の継続費の通次繰越しの報告について議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第5号令和7年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第6号令和7年度朝倉市一般会計予算の事故繰越しの報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第7号令和7年度朝倉市水道事業会計予算の繰越しの報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第8号令和7年度朝倉市下水道事業会計予算の繰越しの報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第9号令和7年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第10号令和8年度公益財団法人あまぎ水の文化村の事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第11号令和7年度株式会社ガマダスの決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第12号令和8年度株式会社ガマダスの事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第13号令和7年度株式会社三連水車の里あさくらの決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第14号令和8年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第46号議案専決処分について（朝倉市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第47号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第48号議案令和8年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第50号議案朝倉市富有ヶ丘団地条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第51号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第52号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第53号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第54号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第55号議案朝倉市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第56号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（赤谷川地区（2工区））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第57号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（旧本庁舎解体）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第58号議案権利の放棄についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第59号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第60号議案字の区域の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

議案書（2）をお開きください。

それでは、第61号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

意見書案第2号をお開きください。

次に、意見書案第2号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより議案の委員会付託を行います。

委員会付託表をお開きください。付託区分については、タブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第48号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

また、意見書案第2号についても、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は26日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時15分散会